

事例番号:270222

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 6 日 前期破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 6 日

22:45 軽度変動一過性徐脈

22:55 高度変動一過性徐脈、高度遅発一過性徐脈

23:10 基線細変動消失、徐脈が持続

23:43 子宮底圧迫法を併用した吸引分娩にて児娩出

胎盤病理組織学検査:「急性絨毛膜羊膜炎(stage II)、急性臍帯炎(stage I)」

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 6 日

(2) 出生時体重:3352g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 6.77、PCO<sub>2</sub> 107.7mmHg、PO<sub>2</sub> <5mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 15.6mmol/L、BE -19mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 2 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:新生児仮死、二次性呼吸窮迫症候群、鎖骨骨折

血液ガス分析(生後 1 時間 29 分)(毛細管血):pH 6.582、PCO<sub>2</sub> 80.6mmHg、PO<sub>2</sub>

130mmHg、 $\text{HCO}_3^-$  7.6mmol/L、BE  
<-30mmol/L

(生後 2 時間 22 分) (動静脈血不明): pH 7.143、 $\text{PCO}_2$  33.2mmHg、 $\text{PO}_2$   
96mmHg、 $\text{HCO}_3^-$  11.4mmol/L、BE -  
18mmol/L

(7) 頭部画像所見:

生後 1 日 頭部超音波断層法で浮腫(+)、脳出血(-)、頭血腫(+)

生後 16 日 頭部 MRI で大脳半球全体的に T1 low、T2 high、FLAIR low、小脳  
半球、脳幹は残存あり、視床、基底核は T1 FLAIR で highlow 混  
在、T2 High

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

産科医 2 名、助産師 5 名、看護師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考える。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、不明であるが、可能性として、①子宮胎盤循環不全、②臍帯圧迫による臍帯血流障害が考えられる。
- (3) 子宮底圧迫法の開始から吸引分娩による児娩出までに 20 分要したことが胎児低酸素・酸血症の増悪因子となった可能性は否定できない。
- (4) ①絨毛膜羊膜炎、②出生後に呼吸循環不全が持続したことが脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性が否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠 39 週 6 日に破水で入院するまでの妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 前期破水のため入院後、直ちに分娩監視装置を装着し、抗生物質を投与し

たことは一般的である。

- (2) 妊娠 39 週 6 日 22 時 38 分以降、分娩までの間、分娩監視装置を用いて連続的に胎児心拍を監視したことは一般的である。
- (3) 妊娠 39 週 6 日 22 時 55 分以降の胎児心拍数陣痛図で、高度遅発一過性徐脈が出現した状況で、吸引分娩を決定したことは基準内であるが、吸引分娩開始時の児頭の位置について診療録に記載がないことは一般的ではなく、吸引分娩の要約については評価できない。
- (4) 吸引分娩の方法(吸引回数 3 回、総牽引時間 20 分以内)は基準内である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

### 3) 新生児経過

出生後から搬送までの管理(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、高次医療機関 NICU への搬送依頼)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 浮腫については、母子健康手帳のみではなく、診療録にも記載することが望まれる。

【解説】診療録には浮腫について記載されておらず、「原因分析にかかる質問事項および回答書」によると、浮腫については母子手帳に記載されている。

- (2) 吸引分娩(急速遂娩)実施の際は、要約(児頭の位置)について診療録に記載することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

なし。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。